



石川労働局発表
令和6年5月31日（金）

報道機関各位

石川労働局労働基準部

担当：健康安全課長 宮田 玄彦

地方産業安全専門官 坂本 雅治

連絡先 076 (265) 4424

令和6年能登半島地震の復旧・復興工事等における 労働災害防止に向けた取組について ～6/18に局長パトロールを実施～

石川労働局（局長 ^{やぎ}八木 ^{けんいち}健一）においては、令和6年能登半島地震の復旧・復興関連工事等における労働災害防止対策として以下の取り組みを行い、労働者の安全・安心の確保、死亡災害ゼロを目指します。

【 復旧工事に対する「政労使合同 安全パトロール」の実施 】

令和6年6月18日（火）に、のと里山海道の復旧工事現場において、政労使のトップ三者（石川労働局長、連合石川会長、石川県経営者協会会長）による「政労使合同安全パトロール」を実施します。（別紙1「政労使合同安全パトロールの概要」参照）

【 今後の取組 】

1 安全衛生パトロール等の実施

- （1） 復旧・復興工事及び家屋の解体作業等における不安全な作業環境での作業による労働者の災害防止及び健康障害防止のため、能登地区を管轄する穴水労働基準監督署、七尾労働基準監督において、重点的に作業現場の巡回パトロール等を実施。
- （2） 石川県と連携し、吹付石綿を含む建築物解体工事等について、合同実地調査及び周辺地域の合同パトロールを実施。
（令和6年4月24日（水）に七尾市内で実施。今後も随時実施。）



◎ このほか、倒壊家屋等の公費解体の実施する市町や石川県と連携し、受託者である一般社団法人石川県構造物解体協会に対して、作業時の安全確保及び石綿等による健康障害防止対策等について周知啓発。

2. 被災地域発信型の災害防止活動等の展開

穴水署、七尾署がそれぞれ主体となり、発注機関（国、県、市町）及び各地区の建設関係団体等の参画を得て、「復興工事労働災害防止協議会」（仮称）を新たに設置し、同協議会による現場パトロール等、地域発信型の災害防止活動を展開。（別添「令和6年5月28日（火）付け穴水労働基準監督署発表（写）」参照）

3. 復旧・復興工事の進捗を踏まえた安全衛生講習会、説明会の開催（随時）

政労使合同 安全パトロールの概要

1 実施日時 令和6年6月18日（火） 10時00分～

2 パトロール現場

- ・発注者 国土交通省金沢河川国道事務所
- ・元請事業場名 株式会社安藤・間 北陸支店
- ・工事現場名 令和6年能登半島地震 能越自動車道路啓開工事その7
- ・事務所所在地 石川県羽咋郡志賀町徳田ツ3-1
- ・工事概要 徳田大津 IC を起点として 6.0Kp 付近までの道路啓開、復旧
- ・工期 令和6年1月24日～令和6年12月20日

※ 当日の現場作業の進捗及び施工状況により、横田 IC までの隣接区間を施工する大成建設株式会社北信越支店の工事現場の巡視となる場合があります。

3 参加予定者

石川労働局	局長 他3名
日本労働組合総連合会石川県連合会（連合石川）	会長 他2名
一般社団法人石川県経営者協会	会長 他2名

4 その他 【別添2】「現場案内地図」参照。

報道機関の皆様へのごお願い（【別紙2】「現場案内地図」参照）

1 事前登録のお願い

取材時の安全確保の観点から、当日取材いただく報道機関におかれましては【別紙3】による事前登録にご協力をいただきますようお願いいたします。

2 集合時間及び場所などについて

(1) 当日、午前9時45分までに「徳田大津 IC の土砂搬出入場所」（石川県羽咋郡志賀町徳田：徳田大津 IC を降りて側道から合流した道の右側の敷地）にお集まり下さい。

その際に当日のパトロール対象箇所をお知らせします。

(2) パトロール終了後の講評実施場所は「横田除雪ステーション」（石川県七尾市中島谷内地内）となりますので、講評開始目安時間の10時40分頃を目途にお越しいただきますようお願いいたします。

なお、敷地の建物正面の場所で講評等を行いますので、車両は敷地内の端に寄せて駐車いただきますようお願いいたします。

3 取材対応上の注意点

- (1) 前記2(1)の集合場所から、工事関係者及びパトロール員が先行して、「のと里山海道」を自動車でパトロール対象箇所まで移動して、現場パトロールを実施しますが、道路及び作業現場が狭隘であり、また道路交通の安全確保の観点から、報道機関の皆様には、大変恐縮ですが、パトロール現場での同行取材はできませんので、よろしくお願いいたします。
- (2) パトロールの様子、パトロール箇所の写真、映像等の撮影は、前記地図を参考に、集合地点から講評実施場所である横田 IC 方面まで移動する際に、交通の支障にならないよう配慮をいただきながら走行中の車中から行っていただきますようお願いいたします。
- パトロール中の工事箇所の写真については、石川労働局から各報道機関へ電子メールにより提供することを予定していますので、申し添えます。
- ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

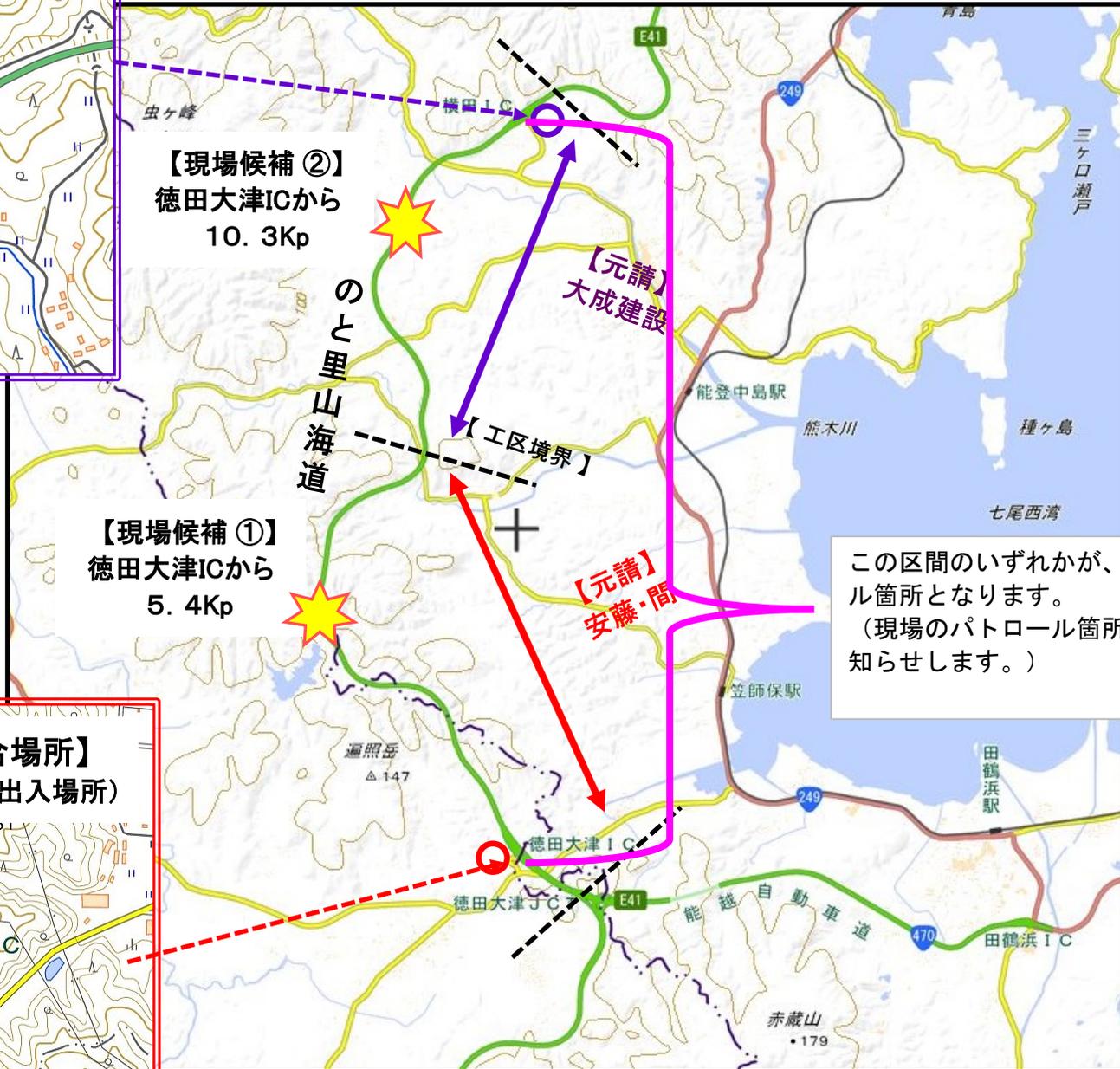
4 タイムスケジュール

- ◆ 9時45分 集合（連絡事項の伝達） 【徳田大津 IC の土砂搬出入場所】
- ◆ 10時00分～10時10分（10分） あいさつ・説明
 - ① 局長 挨拶
 - ② 連合石川、経営者協会の参加者紹介
 - ③ 現場所長等の挨拶、工事概要説明後、出発
 - 工事関係者及びパトロール員が各車両で工事現場へ移動
- ◆ 10時10分～10時40分（30分） 現場到着・巡視
 - 巡視先で現場状況、安全対策について、説明及び質疑応答等。
 - 工事関係者及びパトロール員が各車両で講評実施場所へ移動
- ◆ 10時40分～11時00分（20分） 講評 【横田除雪ステーション】
 - ① 講評 講評順：経営者協会長、連合石川会長、局長
 - ② 返答等 講評を受けて現場所長等から返答など
 - ③ 終了 パトロール終了
- ◆ 11時00分～11時30分（30分） 取材対応等

5 留意事項について

- (1) 怪我の防止と熱中症予防の観点から、夏用作業服など通気性のよい服装と運動靴又は安全靴等の着用をお勧めします。
- (2) 「横田除雪ステーション敷地内」（講評実施場所）での車両駐車及び撮影、取材対応は可能です。
- (3) 取材対応等は、パトロールの講評終了後にご対応いたします。

【政労使合同安全パトロール】（現場案内図）



この区間のいずれかが、パトロール箇所となります。
(現場のパトロール箇所は当日お知らせします。)



石川労働局労働基準部健康安全課 行き

FAX 番号 : 076-265-4431

又は電子メールアドレス kenkouanzenka-ishikawakyoku@mhlw. go. jp

令和6年度第1回政労使合同安全パトロール取材登録書

令和6年6月18日(火)に実施予定の政労使合同パトロールについて、取材を希望される報道機関におかれましては、事前に登録いただきますようお願いいたします。

登録はFAX又は電子メール送信により令和6年6月14日(金)までにお願ひします。

1 報道機関名(会社名および部署名)

--

2 取材記者等氏名

氏名(複数の場合は代表者)	連絡先(電話番号)	人数
		名

3 写真データの送信先メールアドレス

@

4 その他連絡事項



穴水労働基準監督署発表
令和6年5月28日(火)

【照会先】
穴水労働基準監督署
署長 光谷 正樹
監督・安衛課長 谷本 真諄
電話 0768-52-1140

報道関係者 各位

令和6年能登半島地震の復興工事における 労働災害防止を目的とした会議の開催について ～建設工事関係者による新たな協議会を立ち上げます～

穴水労働基準監督署(署長 光谷正樹)は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の復興工事における労働災害を防止するため、発注者及び建設事業者等による連絡会議を開催し、労働災害防止対策に関して共通の認識を形成する機会とするほか、連絡会議の構成機関を中心とする新たな労働災害防止を目的とする協議会の立ち上げについても検討を行います。

本会議については公開(撮影可)といたしますので、積極的な取材をお願いします(事前の取材申込みは不要です。)

記

1 会議名称

令和6年度 建設工事関係者連絡会議

2 開催日時及び場所

令和6年6月4日(火) 13:30～15:30(予定)

穴水地方合同庁舎(穴水町川島キ84) 2F 会議室

3 出席機関(予定)

北陸地方整備局能登復興事務所、北陸地方整備局金沢河川国道事務所、北陸地方整備局能登港湾空港復興推進室、北陸農政局能登半島地震災害復旧現地事務所、石川県奥能登土木総合事務所、石川県奥能登農林総合事務所、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、一般社団法人鳳輪建設業協会、一般社団法人珠洲建設業協会、建設業労働災害防止協会石川支部鳳輪分会、建設業労働災害防止協会石川支部珠洲分会

(その他オブザーバーとして、石川県生活環境部環境政策課、石川労働局労働基準部健康安全課)

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

● 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょ。

● 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。

● がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪いがれきの上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でPCBが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへがれきを積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上のがれきには乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等によりがれきが燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中のがれきに近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



使い捨て式防じんマスク※
※ 国家検定合格品を使用してください。



取替え式防じんマスク※ 電動ファン付き呼吸用保護具



マスクの装着「悪い例」



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
●しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

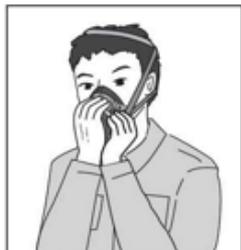
顔に密着しているか確認しましょう

●取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう
●もし、漏れ込みが感じられた場合は…
①マスクの位置を調節する
②しめひもの長さを調節する
③練気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具工業会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す



(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2~3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

出典「鉛作業主任者テキスト」(中央労働災害防止協会編)

4 機械を使用する場合に注意すべき事項

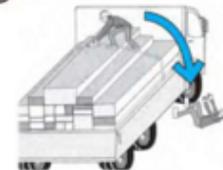
- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。
- ショベルカーなどのパケットの爪に荷を掛けてつり上げること(用途外使用)は原則禁止されています。



作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。

5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。
- がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
- 崩れてきたがれきの下敷きになった。
- 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。
- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(H30.7)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ、厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.lshiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定ですが、公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
※システムの利用にはgBizID（gビズID）またはgビズエントリーが必要ですが、gBizIDの発行手続きは、<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

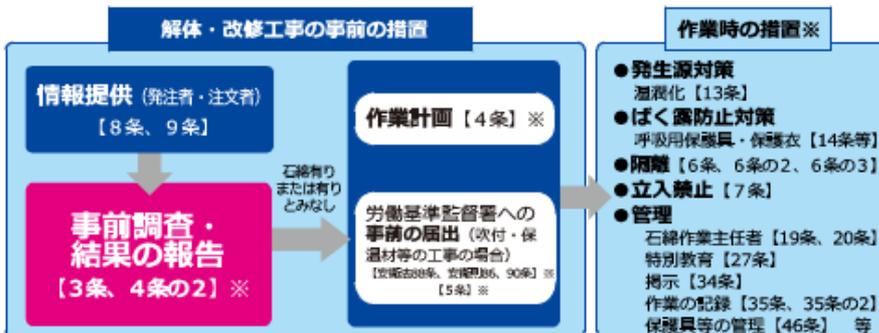
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・廃棄設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りともみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

